

1. 公害診療報酬(病院・診療所)

(1) 診療報酬の支払

被認定者が当区発行の公害医療手帳を提示し、認定に係る指定疾病及びその続発症についての診療等が行われた場合、診療を行った医療機関は診療に要した費用の全額を東京都北区に請求してください。

診療報酬は事務局にて請求書等の点検を行い、医学等に関し学識経験を有する者で構成する「東京都北区公害診療報酬等審査会」に請求内容の審査を諮り、額を決定します。

審査の結果、請求内容が妥当でないものについては減点を行うほか、点数の算定誤り等についても増減を行います。

●請求に必要な書類

- ◇ 公害診療報酬請求書(様式第1号) … 診療月毎に作成
- ◇ 公害診療報酬明細書(様式第2号(1)入院・様式第2号(2)入院外)
… 被認定者ごとに作成
- ◇ 支払金口座振替依頼書 …当区に初めて請求する場合及び開設者・口座等登録内容に変更があった場合

●提出期限

診療月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の開庁日)必着

※ 請求は数か月分まとめず、毎月行ってください。

●提出先

東京都北区役所 健康部 健康政策課 公害保健係

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03(3908)9019(直通)

(2) 診療報酬の算定方法

平成4年5月29日環境庁告示第40号「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(別添)に基づいて算定してください。

(3) 公害診療報酬明細書の記載方法

●入院(様式第2号(1))

◇ 公害疾患特掲診療費は1点10円欄に記載

公害入院療養指導料

① 病院 (1日につき) イ 入院の日から起算して3月以内の期間 … 75点

ロ 入院の日から起算して3月を超えた期間 … 125点

② 収容施設を有する診療所(1日につき) … 75点

清浄空気室管理料 … 58点

◇ 入院中の食事療養に係る診療報酬は1点12円欄に記載

◇ 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用は1点10円欄に記載

◇ その他の初診料等の費用は1点12円欄に記載

●入院外(様式第2号(2))

◇ 公害疾患特掲診療費は1点10円欄に記載します。

公害疾患相談料 … 28点 月2回が限度 初診での算定不可

公害外来療養指導料 … 510点 初診の日又は初診の日から1か月以内での算定不可

ネブライザー加算 … 71点 月1回が限度 居宅において療養を行っている患者に対しネブライザー又は超音波ネブライザーを貸与し、療養上必要な指導等を行った場合に算定

◇ 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用は1点10円欄に記載

◇ その他の初再診料等の費用は1点15円欄に記載

◇ 在宅患者訪問診療料、在宅患者訪問看護・指導料の対象となる患者は、訪問看護ステーションによる訪問看護の対象と同様、原則として特級及び1級の被認定者のうち、居宅で療養を行っており、認定疾病のために通院が困難な方で、在宅酸素療法指導管理料が算定されている方などが相当します。(2級の方でも、治療内容、心肺機能データを考慮し、公害診療報酬等審査会で審査の結果認められる場合もあります。)

●共通事項

◇ レセプトコンピュータから公害診療報酬明細書を紙に出力して提出していただくことも可能です(オンライン請求不可)。

※公害診療報酬明細書には、単価(10円、12円、15円)ごとに小計・合計欄があります。単価ごとの内訳が不明な医科診療報酬明細書は使用できません。

◇ 公害診療報酬明細書に単価ごとの小計・合計を記載し、摘要欄にレセプトコンピュータから出力した詳細を貼付あるいは医科診療報酬明細書を別添として添付することも可能です。

◇ 被認定者の認定番号、疾病名、診療の対象とした認定疾病の続発症名、診療開始年月日の記載漏れにご注意ください。

2. 公害調剤報酬

(1) 調剤報酬の支払

被認定者が当区発行の公害医療手帳を提示し、認定に係る指定疾病及びその続発症についての診療等を受け、薬剤又は治療材料の支給が行われた場合、調剤を行った医療機関は調剤に要した費用の全額を東京都北区に請求してください。

診療報酬は事務局にて請求書等の点検を行い、医学等に関し学識経験を有する者で構成する「東京都北区公害診療報酬等審査会」に請求内容の審査を諮り、額を決定します。

審査の結果、請求内容が妥当でないものについては減点を行うほか、点数の算定誤り等についても増減を行います。

●請求に必要な書類

- ◇ 公害調剤報酬請求書(様式第3号) … 診療月毎に作成
- ◇ 公害調剤報酬明細書(様式第4号) … 被認定者ごとに作成
- ◇ 支払金口座振替依頼書 … 当区に初めて請求する場合及び開設者・口座等登録内容に変更があった場合

●提出期限

調剤月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の開庁日)必着

※ 請求は数か月分まとめず、毎月行ってください。

●提出先

東京都北区役所 健康部 健康政策課 公害保健係
〒114-8508
東京都北区王子本町1-15-22
TEL 03(3908)9019(直通)

(2) 調剤報酬の算定方法

平成4年5月29日環境庁告示第40号「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(別添)に基づいて算定してください。

(3) 公害調剤報酬明細書の記載方法

- ◇ 薬剤料は1点10円で算定 : 様式第4号⑤欄
- ◇ 基本調剤料、時間外等加算、薬学管理料、調剤料、加算料は1点15円で算定 : 様式第4号①②③④⑥欄
- ◇ レセプトコンピュータから公害調剤報酬明細書を紙に出力して提出していただくことも可能です(オンライン請求不可)。
※公害調剤報酬明細書には、単価(10円、15円)ごとに小計・合計欄があります。単価ごとの内訳が不明な医科調剤報酬明細書は使用できません。
- ◇ 公害調剤報酬明細書に単価ごとの小計・合計を記載し、摘要欄にレセプトコンピュータから出力した詳細を貼付あるいは医科調剤報酬明細書を別添として添付することも可能です。
- ◇ 被認定者の認定番号の記載漏れにご注意ください。

3. 公害訪問看護報酬(訪問看護ステーション)

(1) 訪問看護報酬の支払

被認定者が当区発行の公害医療手帳を提示し、認定に係る指定疾病及びその続発症についての訪問看護が行われた場合、訪問看護を行った医療機関は訪問看護に要した費用の全額を東京都北区に請求してください。

診療報酬は事務局にて請求書等の点検を行い、医学等に関し学識経験を有する者で構成する「東京都北区公害診療報酬等審査会」に請求内容の審査を諮り、額を決定します。

審査の結果、請求内容が妥当でないものについては減点を行うほか、点数の算定誤り等についても増減を行います。

●請求に必要な書類

- ◇ 公害訪問看護報酬請求書(様式第5号) … 訪問看護月毎に作成
- ◇ 公害訪問看護報酬明細書(様式第6号) … 被認定者ごとに作成
- ◇ 支払金口座振替依頼書 … 当区に初めて請求する場合及び開設者・口座等登録内容に変更があった場合

●提出期限

訪問看護月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の開庁日)必着

※ 請求は数か月分まとめず、毎月行ってください。

●提出先

東京都北区役所 健康部 健康政策課 公害保健係

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03(3908)9019(直通)

(2) 訪問看護報酬の算定方法

平成4年5月29日環境庁告示第40号「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(別添)に基づいて算定してください。

(3) 公害訪問看護報酬明細書の記載方法

- ◇ レセプトコンピュータから公害訪問看護報酬明細書を紙に出力して提出していただくことも可能です(オンライン請求不可)。
- ◇ 被認定者の認定番号の記載漏れにご注意ください。
- ◇ 訪問看護ステーションによる訪問看護の対象は、原則として特級及び1級の被認定者のうち、認定疾病により、居宅において継続的に療養上の世話、診療の補助を受ける必要があると主治医が認めた方で、在宅酸素療法指導管理料が算定されている方などが相当します。(2級の方でも、治療内容、心肺機能データを考慮し、公害診療報酬等審査会で審査の結果認められる場合もあります。)

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法

公布日：平成4年5月29日

環境庁告示40号

[最終改定]

平成20年3月21日 環境省告示第24号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十二条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法を次のように定め、平成四年六月一日から適用し、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（昭和四十九年八月環境庁告示第五十号）は、廃止する。ただし、平成四年六月一日前に行われた療養に係る診療報酬の請求及び療養費の支給の請求については、なお従前の例による。

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法

- 一 公害医療機関（病院又は診療所に限る。）に係る診療報酬の額は、別表により算定するものとする。
- 二 公害医療機関（薬局に限る。）に係る診療報酬の額は、診療報酬の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）別表第三調剤報酬点数表の例により算定した点数に一点当たり十五円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、診療報酬の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格により算定した点数に一点当たり十円を乗ずることにより算定するものとする。
- 三 公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十六条第一号に規定する訪問看護ステーション等に限る。）に係る診療報酬の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第百二号）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定の例により算定した額に一・五を乗ずることにより算定するものとする。
- 四 前三号の規定により、公害医療機関が毎月分につき都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市ごとに請求すべき診療報酬の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1章 公害疾患特掲診療費

第1 診察料

1 公害疾患相談料 280円(28点)

- 注1 初診料(診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の区分番号A000初診料をいう。以下同じ。)を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。
- 2 入院中の患者に係る公害疾患相談料は算定しない。
 - 3 公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。

2 公害外来療養指導料 5,100円(510点)

- 注1 公害外来療養指導料は、指定疾病(公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。)に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導(温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。
- 2 削除。
 - 3 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合は、所定の額に710円(71点)を加算する。
 - 4 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。
 - 5 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若しくは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。
 - 6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、注3の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。
 - (1) 医科点数表の区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料
 - (2) 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の4.小児特定疾患カウンセリング料
 - (3) 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の5.小児科療養指導料
 - (4) 医科点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料
 - (5) 医科点数表の第2章第2部第2節在宅療養指導管理料
 - 7 同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても、公害外来療養指導料は、1回として算定する。

第2 入院料

1 公害入院療養指導料

(1) 病院に收容されている患者の場合 (1日につき)

イ 入院の日から起算して3月以内の期間 750円 (75点)

ロ 入院の日から起算して3月を超えた期間 1,250円 (125点)

(2) 收容施設を有する診療所に收容されている患者の場合 (1日につき) 750円 (75点)

注 公害入院療養指導料は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導(在宅酸素療法、喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。

2 清浄空気室管理料 580円 (58点)

注 別に環境大臣の定める施設基準に適合していると都道府県知事又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を收容した場合に算定する。

第2章 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年3月厚生労働省告示第99号)別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。

第3章 その他の診療報酬

前二章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める1点当たりの単価を乗じて行うものとする。ただし、診療報酬の算定方法第五号の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。

1 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用 10円

2 その他

(1) 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和49年総理府令第64号)様式第二号(一)により請求する診療費 12円

(2) 同省令様式第二号(二)により請求する診療費 15円